



議案第百一号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年十二月二十三日

三朝町長 松村喬成

昭和五十五年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「給料月額に」を削り、「例により一定の割合を乗じて得た額とする」を「例による」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

職名	給料月額
町長	五〇七〇〇〇円
助役	三九四〇〇〇円
収入役	三七一〇〇〇円
公営企業管理者	三四〇〇〇〇円
固定資産評価員	三四〇〇〇〇円

附則第三項を次のように改める。

(寒冷地手当の額に関する経過措置)

3 特別職の職員に支給する寒冷地手当は、三朝町職員の給与に関する条例(昭和二十八年三朝町条例第二十五号。以下「給与条例」という。)第二十一条第二項の規定により算出した場合における寒冷地手当の額が、基準日において当該職員の受ける給料月額(昭和五十五年八月三十日において適用される額に百分の二十を乗じて得た額(以下「定率額」という。))に達しないこととなるものについては、給与条例第二十一条第二項及び三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年三朝町条例第号)附則第三項及び第四項の規定にかかわらず、当分の間、定率額をもつて当該職員に係る支給額とする。

附 則

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて、昭和五十五年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、特別職の職員で常勤のものに支払われた給与は、改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定による給与の内払とみなす。